〃	第六回	六十三億二千三百六万円	六十三億二百八十二万六千二百六十一円		
〃	第七回	百一億六千六百五万円	百一億三千九百二十一万千七百二十円		
〃	第八回	九十億五千三百七十三万円	九十億二千四百七十五万八千百二十七円		
〃	第九回	百十七億五千二百十七万円	百十七億二千百十四万四千三百三十四円		
〃	第十回	百四十八億八千九十五万円	百四十八億三千三百三十三万千十一円		
〃	第十一回	百二十億八千八百九十九万円	百二十億五千七百七万五千百三十七円		
〃	第十二回	六十二億五千七百七十二万円	六十二億三千七百六十九万五千三百五十四円		
〃	第十三回	五十七億三千二百四十七万円	五十七億千七百三十三万六千三百三十二円		
〃	第十四回	四十四億七千五百三十四万円	四十四億六千百一万八千九百五十円		
〃	第十五回	九十四億六千八百八十九万円	九十四億四千三百八十九万二千百八十九円		
〃	第十六回	四十五億三千九百三十四万円	四十五億二千四百八十一万四千百六十二円		
〃	第十七回	三十五億七千五百四十六万円	三十五億六千六百二万八百二十三円		
〃	第十八回	三十四億千六百五十八万円	三十四億五百六十四万六千九百七十七円		
〃	第十九回	三十二億三千五百二十一万円	三十二億二千六百六十六万九千七十八円		
〃	第二十回	十三億九千六百七十八万円	十三億九千二百三十一万三百二十五円		
〃	第二十一回	十一億八千六十八万円	十一億七千七百五十六万三千十七円		
〃	第二十二回	四億八千七百五十二万円	四億八千五百九十五万九千九百四十六円		
〃	第二十三回	十六億九百十七万円	十六億四百九十二万千八百八円		
〃	第二十四回	三億二千六百一万円	三億二千四百九十六万六千七百七十五円		

○厚生労働省告示第五百五十一号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十四年十月二十六日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第一条を削り、第二条中「有期労働契約」を「期間の定めのある労働契約」に改め、同条を第一条とし、第三条第二項中「有期労働契約」を「期間の定めのある労働契約」に改め、同条を第二条とし、第四条中「有期労働契約」を「期間の定めのある労働契約」に改め、同条を第三条とする。

〃	第二十五回	四億八千三百八十三万円	四億八千二百五十五万二千六百九十七円		
〃	第二十六回	三億五千五百四十四万円	三億五千四百三十万二千五百九十九円		
〃	第二十七回	四億八千四百五万円	四億八千二百七十七万二千百二十二円		
〃	第二十八回	六億千六百二十九万円	六億千四百三十一万七千八百七十八円		
〃	第二十九回	十六億七千四百六十四万円	十六億七千二十一万八千九百六十二円		
〃	第三十回	五億六千八百九十六万円	五億六千七百十三万九千三百三十八円		
〃	第三十一回	六億千六百七十三万円	六億千五百十万千八百四十一円		
〃	第三十二回	二億千十五万円	二億九百四十七万七千五百二十三円		
〃	第三十三回	五億四千四百二十四万円	五億四千二百八十万三千二百十六円		
〃	第三十四回	一億五千七百二十一万円	一億五千六百七十万六千九百三十七円		
〃	第三十五回	二十三億五千二百九十九万円	二十三億三千八百九十六万六千二百二円		
〃	第三十六回	五千百七十五万円	五千百四十六万二千七十一円		
〃	第三十七回	五千万円	四千九百八十万三千百十一円		
合計	第三十八回	百万円	九十九万七千二百六十五円		
		千三百九十六億五千二十八万円	千三百九十二億二千九百十一万六千三百七十三円		